

## スリランカ向け輸出水産食品の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、スリランカ向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

### 2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スリランカ向け輸出水産食品：我が国からスリランカに輸出される食用の冷凍魚類（海産物に限る。）及びその加工品
- (2) 取扱施設：スリランカ向け輸出水産食品を最終加工（包装、冷凍、冷却、切り身及びむき身にするための処理等（単なる保管を除く。））する施設（国内で加工を行わないスリランカ向け輸出水産食品にあつては最終保管する施設）
- (3) 証明書：スリランカ向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (4) 輸出者：スリランカ向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (5) 取扱施設管理者：取扱施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (6) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

### 3 証明書の発行要件

証明書の発行は、スリランカ向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

- (1) 出港前の貨物であること。
- (2) 別紙様式1-1（1 輸出水産食品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。
- (3) 4（1）ア④のいずれかに該当する取扱施設において最終加工又は最終保管されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

### 4 証明書の発行手続

## (1) 証明書の発行申請

ア 輸出者は、スリランカ向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式 1-1 の申請書に以下の①から⑥までの書類等を添付して、誓約内容を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループ宛てに電子メール等により申請すること。ただし、④の書類等については、同一の輸出者が同一の取扱施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、その旨を別紙様式 1-1 に記載することにより添付を省略することができることとする。

① インボイスの写し

② パッキング・リストの写し

③ 輸送手段が船舶の場合、コンテナ番号及び封印番号が確認できる書類

④ 取扱施設が以下のいずれかに該当する施設であることを示す書類の写し。なお、a 又は b に該当する取扱施設については、c の内容が確認できる書類の写しについても添付すること。

a 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。本要綱において「法」という。）第 55 条に基づく営業許可を有し、又は法第 57 条に基づく営業届出を行っている施設

b 条例等による食品製造加工等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設

c 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設

⑤ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒

⑥ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

※ 別紙様式 1-1 のコンテナ番号及び封印番号が申請時に判明しておらず、空欄の状態で提出した場合は、証明書発行日までに③とともに別紙様式 1-2 を提出すること。①から③までについては、別紙様式 1-1 の内容が確認できるもののみの提出でよい

イ 輸出者は、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、手続を円滑に行うため、事前に規制対策グループに相談するなど連携を図ること。

ウ 規制対策グループは、アの申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めるものとする。

## (2) 証明書の発行

規制対策グループは、審査の結果、3 の発行要件に適合し問題がないと認められるときは、別紙様式 2 により証明書原本を申請者に発行すると

もに、原本の写しを証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

(3) 証明書の発行取消

ア 予定していた輸出が中止になる等の理由により証明書が不要になった場合において、未だ証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙様式3の取消願を規制対策グループに提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに別紙様式3の取消願を規制対策グループに提出するとともに、証明書原本を併せて返却すること。この場合において、規制対策グループは、不要になった証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな衛生証明書の発行を行わないものとする。

(4) 証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じ関連部局の意見を聴取する。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ その他相当の理由があると認められるとき

(5) 証明書の差替えを行う場合の留意事項

規制対策グループは、輸出者から、証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、発行済みの証明書の差替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア 証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。

イ 証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。(例: Issued in lieu of certificate No. NY1426BLK00001 dated 31/01/2026.)

5 その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にスリランカ政府に確認をすること。

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、スリランカの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をスリランカ政府から受けるなど、スリランカ向け輸出水産食品に問題が発生したときは、輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強

化等の必要な措置をとる。

この場合において、規制対策グループは、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ関連部局に対し協力を求めるものとする。

(3) スリランカ政府との協議

ア 規制対策グループは、(2)に定めるもののほか、スリランカ向け輸出水産食品に係る連絡がスリランカ政府からあったときは、必要に応じてスリランカ側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

イ 輸出者は、スリランカ向けに食用の冷凍甲殻類若しくは加工又は再輸出目的の冷凍エビの輸出を希望する場合は、衛生証明書についてスリランカ側との協議が必要であることから、あらかじめ規制対策グループに相談すること。

附 則 (令和8年3月23日付け7輸国第4963号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。